

第 5 回

富里市農業委員会議事録

令和 6 年 5 月 8 日（水）

すこやかセンター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和6年5月8日（水）

場 所 すこやかセンター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

議 事 1 議事録署名委員の指名

2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

4 議案第3号 令和5年農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況

その他事務の実施状況の公表（案）

5 議案第4号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）

6 議案第5号 富里市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定（案）

について

7 議案第6号 富里市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定（案）

について

農業委員

出席（8名）

1 番	関	利	之	2 番	田	口	榮	一	
3 番	秋	元	和	子	4 番	森	田	孝	子
5 番	伊	井	義	則	6 番	塩	澤	英	一
7 番	津	田	博	明	8 番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第5回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後3時57分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

伊井 義則 君、塩澤 英一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、芝山工業団地から富里市内に向かって300メートル位に位置しています。権利者は、昨年の令和5年11月に道路を挟んだ反対側で太陽光発電設備の申請があり、許可されています。申請地は、第2種農地で農振除外は平成10年6月10日付けで見直しがされています。現況は南傾斜が強く荒れている状況でしたが、違反はありません。選定理由として、申請地付近は住宅街も存在し電力需要も多く見込まれ、土砂流出などの危険性もなく、南傾斜のため安定した発電が可能と判断したためとのことです。権利者の転用許可状況は過去に申請があり、まだ未着手ではございますが、令和6年10月1日から令和7年5月末までの施工予定です。本申請の工期については、令和10年3月からの4か月を予定しています。事業区域内に農地以外の土地がありますが、権利者の自己所有地のため影響はありません。転用面積は適当と思われ、転用目的は法人定款の業務範囲に適合しています。周辺地権者への説明も実施しており、特に意見がない旨

の記載もありました。土砂等の流出対策は土堤防の設置を予定し、また、土砂等の搬入はありません。工事期間中は隣接地に流出が無いように施工し、施工後は敷地全周にフェンスを設置するとのことです。ガス、粉じん等の発生予定はなく、日照、通風等による支障もないとのことです。雨水処理は敷地内浸透。資金関係については、事業に必要な資金を上回る額の残高証明と融資証明の書類確認をいたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

議長 次に、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、所有権移転2を議題とします。塩澤委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は塩澤です。

概要は議案書のとおりです。申請地の位置は、富里第一小学校から七栄方面に向かって300メートル程進んだ右側に位置しています。申請地は、第2種農地で違反等はありません。転用用途は、記載のとおり特定条件付売買予定地で整地のみの宅地造成予定地となります。選定理由として、申請地付近は住宅街も存在し、子育て世代も多くスーパーや小学校も近く、交通の便も良く生活しやすい環境を提供できることから選定したとのことです。事業地の一部の宅地部分も権利取得見込みです。資金関係については、すべて自己資金となり事業に必要な資金を上回る額の残高証明の確認をいたしました。本申請の工期については、令和6年6月からの5か月を予定しています。転用面積は適当で法人要件等も問題ないと

思われます。周辺地権者への説明も実施して開発同意をいただいておりますが、着工の際には改めて工事の挨拶をするとのこと。上水道は公共水道、生活雑排は個別浄化槽、雨水については貯留浸透です。防災計画は足場シートを設置して立入禁止とし、近隣の居住者や児童の通行の安全に十分注意して行う。粉じんが飛散ないように散水し、防じんネットを設置します。砂利の運搬はシートをかけ落下防止に努めます。なお、日照や通風による影響はないとのこと。

以上のことから許可相当と判断します。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委 員 議長。

議 長 関委員。

関 委 員 はい、議長。

事務局へ建築面積について、参考資料を見る限り面積不明であるため、区画数や予定建築物の面積を表記した方がわかりやすいと思います。回答は不要です。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第2号

議 長 次に、日程第3 議案第2号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和6年4

月23日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の4ページから5ページに3年新規、畑15筆59,057平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議長 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は承認と決定しました。

◎議案第3号

議長 日程第4 議案第3号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

それでは、説明させていただきます。

こちらにつきましては、毎年5月の総会にて実施しています、農業委員会による最適化活動の推進等の実施状況の報告についてでございます。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律により、農地の集積や遊休農地の解消、新規参入の促進といった、農地利用最適化の推進活動を実施することとされています。

その活動の透明性を確保し、農地の利用最適化推進とその他実施状況について公表するとされているため、今回議案とさせていただき、ご意見・ご承認いただき報告をするものです。

こちらは別添の資料となります。左上に議案第3号、右上に別紙様式第5と記載されてい

るものになります。

それでは、議案第3号の資料をご覧いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずⅠ、農業委員会の状況について、農業委員会の現在の体制についてですが、任命委嘱年月日が昨年の令和5年7月20日。任期満了年月日は、令和8年7月19日となります。農業委員は令和6年4月1日現在、定数、実数とも8名です。認定農業者が5名、女性が2名、中立委員が1名なっております。農地利用最適化推進委員の定数と実数は12名で、地区数は6です。

次に、農家・農地等の概要について、総農家数が846戸、農業経営体数が704戸で、その右の農業者数は、基幹的農業従事者数が1,491人で、その内女性が661人、40代以下が128人です。※印にも注意事項として記載されていますが、すべて農林業センサスからの数字になります。こちらは、5年に一度の統計のため昨年度と同数値となっていますのでご了承願います。なお、次回の実施は令和7年、2025年を予定しています。

さらに、右側の経営体数については、認定農業者が220人、基本構想水準到達者が90人、認定新規就農者が9人、農業参入法人については25法人です。こちらは農政課より直近の数値をいただいております。

その下、耕地面積は、田が207ヘクタール、畑が2,190ヘクタール、計で2,400ヘクタールとなります。こちらは農林水産省ホームページの耕地及び作付面積であり、統計資料の数字になります。

なお、合計数値が合っていないことや昨年との増減変動の理由として、数値元である関東農政局へ確認したところ、県全体面積を市町村ごとに調整配分した加工数値であること、公表における四捨五入表示による影響、県ごとの目標設定の等の補正率を加味することにより、一部誤差が生じる場合があるとのことでございます。

次のページをご覧ください。

Ⅱ、最適化活動の実施状況として①現状及び課題についてですが、現状は、管内の農地面積が2,400ヘクタールで、農政課の資料を基としたこれまでの集積面積は257ヘクタール、集積率は10.7%です。

課題としては、利用集積については、ほぼ定着しており、担い手に見合った集積が必要であり、今後も啓発活動を随時実施し、新規の掘り起こしを行うとさせていただきます。

2番目の目標につきましては、令和2年度に作成しました、富里市農業委員会農地等の利

用の最適化に関する指針に基づき、新規集積面積の目標を10ヘクタールとし、集積面積を320ヘクタール、前年度の目標値で記載させていただいております。3番目の実績については、今年度の利用権設定が12.8ヘクタールで、年度末累計は322ヘクタール、集積率13.0パーセントとしています。なお、点検結果として、農業委員会の活動内容のPRを含め、担い手等に内容の周知を図り、市農政部局及び農業委員活動を通じて、利用集積を図ったとしました。

次に (2)遊休農地の発生防止・解消①現状及び課題についてですが、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況については、1号遊休農地が26ヘクタール、うち緑区分が20ヘクタール、黄区分が6.3ヘクタールとなります。

課題としては、農地の利用状況調査の円滑な実施と、遊休農地の所有者等への指導実施が必要としました。

②目標については、令和4年度数値を参考としまして、緑区分の遊休農地の解消として、面積が約26ヘクタールで解消目標面積として5分の1の5ヘクタール。黄区分の遊休農地解消として、面積が約11ヘクタールで、解消のための工程表の策定方針については、各会議後等に農業委員と農地利用最適化推進員及び農業委員会事務局、関係機関等と協議し遊休農地の解消のための方針や活動を検討するとしました。これは、毎年実施している農地パトロール調査としています。また、新規発生遊休農地の解消は指針に基づき、3ヘクタールとしています。

③実績については、解消面積として4.2ヘクタールの達成率約8割です。その他の表記については、昨年度の農地利用状況調査の時期と数値を記載させていただき、農政部局と協力し集積を図ったとしました。

次に、(3)新規参入の促進の現状と課題についてですが、新規参入の状況は、令和3年度新規参入者が2経営体、令和4年度新規参入者が1経営体、令和5年度新規参入者が1経営体でした。

課題としては、認定農業者については、未更新等により減少傾向にあること。また、経営者の高齢化が進んでいることから、新たな担い手育成を市農政部局と連携を図り推進する必要があるとさせていただきました。

2番目の目標については、過去の実績に基づき権利移動面積で記入いたしました。目標面積としては、記載要領により過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上の約2.2ヘクタールとしました。

③実績については、インターネット等を使用した対応ではなく、随時、窓口にて相談対応とする形で記載させていただきました。また、参考欄につきしては、令和5年度の新規参入法人数を記載しています。なお、点検結果としては、課題として高齢化に伴う新たな担い手の育成を市農政部局と連携し推進を図るとさせていただきました。

次に、2最適化活動の活動目標については、(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、1人当たりの活動日数を月約5日程度とさせていただきます。

(2)活動強化月間の設定目標として、設定回数を推進地区の6地区分と下記分の2回を合計し8回としました。実績としては、8月に実施した農地利用状況調査と11月に開催しました秋まつりでの農地に関する相談ブースの設置として記載させていただいております。

(3)新規参入相談会への参加については、同日での開催となりますが、参加目標として全員での秋に開催予定のイベントの秋まつりを利用し、約1回の参加目標としました。実績としては、今回は農業委員のみでの開催となりましたが、秋まつり時に農地に関する相談全般として実施しました。その下の目標達成状況の標語と点検・評価結果につきましては、作成要綱により、目標や達成状況に対する標語を入力しています。

次のページをご覧ください。

Ⅲ 事務の実施状況について 1 総会等の開催実績につきましては、昨年度は、合計22回開催しました。2 農地法第3条に基づく許可事務についてでございますが、1年間の処理件数は20件、うち許可20件ございました。令和5年度の処理期間の実施状況は、標準処理期間を申請書受理から28日となっておりますが、処理期間の平均は21.2日で許可に至っておりますので、円滑であり、特に是正の必要はないものと考えております。3 農地転用に関する事務については、農地転用申請が44件ございました。処理期間の実施状況としては、許可申請から意見を添付して県に進達するなどの期間が、平均で18.1日となっておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。4 違反転用への対応についてでございますが、現状は、管内の農地面積が2,400ヘクタールで、違反転用面積は11.4ヘクタールです。課題としては、他法令に関連しているなど、農地法のみでの解決が困難であるとし、活動内容は、広報紙の活用、パンフレットの配布による啓発活動や現地パトロールを実施しました。

令和5年度実績については、解消とした実績はございませんでした。

なお、申請件数につきましては、抽出の際、総会開催月と受付月により、若干数値が異なる場合もありますのでご了承ください。

富里市の農業委員会、審査会では、事実関係の確認や許可基準に基づいた書類審査を行う

とともに、複数の農業委員及び事務局職員で現地調査並びに申請者に対する聞き取り調査を実施し、総会では関係法令、許可基準に基づき議案ごとに審議していることから、特に是正の必要はないものと考えます。また、審議結果等の公表の実施状況は、議事録を作成し市公式ホームページにて公表しておりますので、特に是正の必要はないものと考えます。

令和５年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表（案）についての説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

（発言する者なし）

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第４号

議長 日程第５ 議案第４号 令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）について御説明します。

こちらも別添資料となります。お手元の資料をご覧ください。

内容につきましては、先程、説明しました議案第３号の令和５年度最適化推進状況その他事務実施状況と重複しているため、説明は省略させていただきます。数値につきましては、実績に基づき記載させていただき、課題等につきましても同様に記載させていただきました。

なお、目標につきましては前年度実績を基に、今年度予定しておりますイベントを利用し、活動日数を設定させていただきました。国からの目標設定としては、もう少し日数的には多いのですが、実施可能活動日として５日とさせていただきましたので、ご了承願います。

令和６年度最適化活動の目標の設定等（案）の説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第5号

議長 日程第6 議案第5号 富里市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定(案)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

富里市農業委員会会議規則の一部を改正する規則の制定(案)について御説明します。

今回お諮りする規則・規程の議案につきましては、大変遅くなり恐縮ですが、平成28年4月施行の農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会が所管する規則・規程につきましては、整合を図るよう整備するものでございます。主な改正点として、農業委員の選出方法が「選挙制と選任性」から「任命制」に変更となったことによる改正となります。

まず、議案第5号の会議規則の改正についてを御説明いたします、資料につきましては、別添資料10～13ページとなります。会議規則は、農業委員会の会議の運営等について規定しておりますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、公選制が廃止されたことから、選挙に関する規定を改正するものです。また、合わせて条文全体の用字用語の整備を行います。内容については、12～13ページの新旧対照表を確認願います。主な概要としましては、第6条関係の「一般選挙後」を削除し、合わせて漢字への変換や平仮名などを改め、用字用語の整備を行うものです。

説明は以上となります、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第 6 号

議 長 日程第 7 議案第 6 号 富里市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定
(案) についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい、議長。

富里市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令の制定(案)について御説明します。
資料につきましては、別添資料14～17ページとなります。

事務局規程には、農業委員会事務局の仕事について羅列しておりますが、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、公選制が廃止されたことから、選挙人名簿調整に係る規定を削除するものです。

また、農地法の規定から引用する条文の事務局長専決事項関係に、号ずれが生じたため当該箇所を改正し、合わせて条文全体の用字用語の整備を行います。

内容については、16～17ページの新旧対照表を確認願います。主な概要としましては、第5条中第4号の選挙人名簿の調製事務を削り、号を繰上げること。第7条9号の号ずれの改正。合わせて漢字や平仮名などを改め、用字用語の整備を行うものです。

説明は以上となります、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 4 時33分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員